

岐阜県公報

第二千八百七十二号
平成二十九年八月十五日

(火曜日)

目次

告示

公園事業の変更
道路の区域変更
道路の供用開始

公示

もとす広域連合の規約の変更の届出
平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験の実施
県営土地改良事業計画の決定
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の就任

(環境企画課) 五〇三
(道路維持課) 五〇三
(同) 五〇四

(市町村課) 五〇五
(商工政策課) 五〇五
(農地整備課) 五〇六
(可茂農林事務所) 五〇六
(同) 五〇六

告示

岐阜県告示第四百十一号

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年条例第四十五号)第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定により、恵那峡県立自然公園の公園事業の一部(昭和四十八年岐阜県告示第八百二十四号で公示した公園事業をいう。)を変更したので、同条第三項において準用する同条第二項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

変更後の公園事業

一 施設の種類

園地

二 位置

恵那市大井町奥戸

(変更後の公園事業の位置を表示した図面は、岐阜県環境生活部環境企画課 恵那県事務所及び恵那市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

三 規模

区域面積 六・四五ヘクタール

岐阜県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	笠下 中線		区域	変更	別前	後	備考
路線名	松線		間	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
区	羽島市下中町城屋敷字村 前四七四番地先から	羽島市下中町城屋敷字村 前四七四番地先から	東流九〇九番二地先まで	同市同町加賀野井字 東流九〇九番二地先まで	同市同町加賀野井字 東流九〇九番二地先まで	同市同町加賀野井字 東流九〇九番二地先まで	備考
区域	前A	後A	後B	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
変更	五〇	五〇	九〇	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
別前	五〇	九〇	九〇	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
後	五〇	九〇	九〇	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
備考	A及びBに係る図面は、その敷地面積を以て表示する。						

岐阜県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	稲羽 沢島線	区	間	延長	ル(メートル)	備考
路線名	羽島市下中町城屋敷字戌亥出 一九二番六地先から	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
区	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
間	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
延長	二六・九	二六・九	二六・九	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
ル(メートル)	二六・九	二六・九	二六・九	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
備考	A及びBに係る図面は、その敷地面積を以て表示する。					

岐阜県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	笠下 松線	区	間	延長	ル(メートル)	備考
路線名	羽島市下中町城屋敷字村東八 〇六番一地先から	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
区	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
間	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	同市同町同 字村東八	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
延長	二六・〇	二六・〇	二六・〇	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
ル(メートル)	二六・〇	二六・〇	二六・〇	員敷地の幅	ル(メートル)	備考
備考	A及びBに係る図面は、その敷地面積を以て表示する。					

2 提供期間

台否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話 五八 二七 二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
益田西部地区	下呂市役所	平成二九・ 九・一二まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

八百津町 平成 理事 金子政則 加茂郡八百津町八百津三八八三番地

木曾川右岸用水地区 平成 大脇重敏 同 和知 三三七五番地

尾関一夫 同 野上 六九八番地四

後藤幹治 同 同 一三五二番地三

長谷川豊治 同 加茂郡八百津町和知二二三二番地二

高見輝夫 同 同 一一五四番地一

後藤敏浩 同 同 一一番地

大杉五男 同 加茂郡八百津町上牧野 六九二番地

秋松克典 同 同 上飯田 二三番地

土屋実 同 同 六三番地一

伊藤成治 同 加茂郡八百津町野上 一三〇三番地

海老茂 同 同 和知 二三九六番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

八百津町 平成 理事 金子政則 加茂郡八百津町八百津三八八三番地

木曾川右岸用水地区 平成 尾関一夫 同 野上 六九八番地四

石井二郎 同 同 一〇五八番地

大脇好男 同 同 一八二番地二の二

長谷川豊治 同 加茂郡八百津町和知二二三二番地二

平塚道治 同 同 一五五四番地一〇

長瀬和宏 同 同 五一四番地一

大杉五男 同 加茂郡八百津町上牧野 六九二番地

野村藤雄 同 同 上飯田 三三三番地

監事	甲斐川 武芳 同	野上二五二九番地九
同	小本 卓巳 同	和知一五〇一番地四
同	土谷 進 同	上飯田一〇〇二番地三

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
木曾川右岸用水土地改良区	平成二九年七月十四日	理事	藤井 浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地
連合	同	同	柴山 擴	同 本郷町九丁目九番二〇号

平成二十九年八月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社